障生第１１２４号

令和３年4月23日

府内障がい福祉サービス等施設・事業所管理者様

大阪府福祉部障がい福祉室長

緊急事態宣言発令に伴う障がい福祉サービス等事業の継続について

日頃から本府障がい福祉行政の推進にご協力をいただきありがとうございます。

また、新型コロナウイルス感染症への対応につきましては、多大なご尽力をいただき、ありがとうございます。

本日、新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)に基づき、本府が緊急事態措置を実施すべき区域とされました。

このため、大阪府全域において、令和３年4月25日から令和３年5月11日までの間、府民の方に対する感染を防止するための協力要請として、不要不急の外出・移動、特に20時以降の不要不急の外出自粛の徹底（医療機関への通院、必要な職場への出勤など生活や健康のために必要なもの及び事業の推進に必要な場合を除く）をお願いしております。

障がい福祉サービス等事業所が提供する各種サービスについては、利用者の方々やその家族の生活を維持するため、緊急事態宣言後においても、十分な感染防止対策の徹底をいただきながら、継続的に提供いただくことが重要とされております。

大阪府では、府内障がい福祉サービス等施設・事業所における感染対策の参考としていただくため、大阪府看護協会の協力により、別添「福祉施設で働くみなさまにあらためてお願いしたいこと」を作成いたしました。

本資料は、昨年度、府の感染症予防重点強化事業の試行実施等で、感染管理認定看護師等が直接福祉施設を訪問し、施設での感染対策について聞き取った内容から、再度ご確認いただきたいことについて、まとめておりますので、ご活用ください。

【問い合わせ先】

　大阪府福祉部障がい福祉室

生活基盤推進課　指定・指導グループ

担当：藤田、中井

電話：06-6944-6026

Mail：seikatsukiban@sbox.pref.osaka.lg.jp